

# 平成31年度 特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース) ～ 主な変更(予定)のご案内 ～

※ 本リーフレットの内容は、平成31年4月1日以降に雇用された場合に適用される予定です。

- ▶ 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）とは、生活保護受給者や生活困窮者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して支給される助成金です。
- ▶ この助成金は、平成31年4月1日以降、次のとおり改正される予定です。

## ① 対象労働者の追加

これまで、本助成金による支援対象となる労働者は、ハローワークで実施する「生活保護受給者等就労自立促進事業」の支援対象者のみでしたが、以下のとおり拡充します。

これまでの対象労働者

- ・ **生活保護受給者等就労自立促進事業** の支援対象者

+

平成31年4月1日から新たに対象となる労働者

- ・ **被保護者就労支援事業** の支援対象者
- ・ **生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業（就労支援に関する事業に限る）** の支援対象者

## ② 対象労働者の条件

平成31年4月1日から条件に追加

- ・ 本助成金の対象となる労働者は、雇い入れ時点において、ハローワークまたは自治体の支援を3ヶ月を超える期間受けていることが必要となります。

## ③ 留意事項

- ▶ 本助成金の支給にあたっては、対象となる労働者が事業支援対象期間中に雇用されていることや、同一事業所において事業主都合による解雇がないことなどが必要となります。詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。

※ 本リーフレットに記載の内容は、現時点での改正予定であり、平成31年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提のため、今後、変更される可能性があることにご注意ください。